

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### 感染症サーベイランスシステムの更改に向けた事前準備について（その1）

「感染症サーベイランスシステムの更改について」（令和4年5月16日事務連絡）によりご連絡していたとおり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく感染症発生動向調査事業を円滑かつ確実に実施するために、平成18年度より運用されている感染症サーベイランスシステム（以下「現行システム」という。）について、次期感染症サーベイランスシステム（以下「次期システム」という。）へ更改することを予定しているところ、ご協力いただき改めて御礼申し上げます。

次期システムの利用に当たって遵守すべき利用規約を別添1「利用規約」のとおり策定するとともに、令和4年10月予定の次期システム運用開始に向けて、都道府県等において対応いただきたい事項を下記のとおり取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

### 記

#### 1. 利用者管理体制の事前登録について

- 利用規約に基づく利用者管理体制については、別添2「作業要領」1ページのとおりですが、システム利用統括責任者及び利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）については、事前登録が必要になります。
- ついては、別添2「作業要領」3・6ページを参照し、別添3「登録様式」に必要事項を記載の上、7月15日（金）までに現行システムのファイル共有機能を活用してご提出をお願いします。
- なお、利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）がシステム利用者のアカウント発行する際の具体的な手順等は追ってお示しします。

#### 2. ネットワーク疎通確認について

- 次期システムの利用に当たってネットワーク上のトラブルが発生しないかを事前にご確認いただけるよう、利用予定の端末からのネットワーク疎通確認期間（7月7日～7月15日）を設けます。

- ついては、別添2「作業要領」4・6ページを参照し、接続に失敗した場合は別添4「疎通確認結果連絡票」に必要事項を記載の上、7月22日（金）までに現行システムのファイル共有機能を活用してご提出をお願いします。
- なお、次期システムでは接続先 URL リンク等が変更となるため、現行システムを利用中の都道府県・保健所設置市・特別区、保健所、地衛研等においても疎通確認が必要となります。

### 3. 運用開始までのスケジュールについて

- 以下を想定しています。詳細については別添2「作業要領」5ページをご確認ください。

～7月15日	システム利用統括責任者及び利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）の登録
～7月22日	疎通確認結果の回答
8月初旬	利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）アカウント発行・送付、順次各アカウントで一般利用者アカウントの事前発行・送付
8月中旬以降	次期システム研修会・資料の順次配布
9月	デモ環境稼働
10月11日	次期システム運用開始予定（1次リリース）
3月6日	2次リリース（予定）